

事務連絡
令和7年4月22日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和7年度「食育月間」における食育の推進について（依頼）

この度、農林水産省において、別紙のとおり令和7年度「食育月間」実施要綱が作成され、文部科学省初等中等教育局宛てに通知されたところです。

ついては、本実施要綱に基づき、学校や地域において令和7年度「食育月間」における食育の取組を推進くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会に対して、周知いただきますようお願いいたします。

その際、学校の負担軽減の観点から、全ての学校に一律に周知する以外にも、例えば他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修や会議の場で配布するなど、貴課において必要に応じて、御判断いただきますようお願いいたします。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校給食・食育係
TEL：03-5253-4111（内線2694）